

令和4年度

事業計画書

社会福祉法人うめの木学園

法 人

1、公益的事業への取り組み（継続的取り組み）

コロナ感染症は収束の兆しもなく、この状況下において、小松市との間で締結されている「福祉避難所に関する協定」について、実効性のある役割が果たせるかどうか、非常用備蓄物品の整備等の課題と併せ検討する。

2、職員体制に関する取り組み

（1）人材の確保

引き続き、「夜勤のできる人材」確保に努めるとともに、令和5年度に向けて、若い人材の獲得を目指し、様々な機会をとらえて法人のアピールをしていく。

（2）働き方改革及び職員処遇改善事業への取り組み

①継続的に実施してきた「職員への資質向上のための支援」「労働環境改善」を引き続き実施し、職員の処遇改善を図る。具体的な支援として、法人が運営する事業所で働きながら、社会福祉士又は介護福祉士の資格を取得した者に対して支給する祝い金の額を引き上げる。

②福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算を取得し、職員の賃金改善を図る。

③福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金を活用し、新たな手当を創設して、職員の毎月の賃金を改善する。

④夜間勤務手当に、予算の範囲内において定額加算を付加し、夜勤職員の賃金改善を図る。

⑤夜勤時の業務の効率化について検討し、夜勤業務の負担軽減を目指す。

（3）研修機会の確保

新型コロナウイルスの影響を受け、職員の研修機会が減少していることから、以下の取り組みを行う。

①オンライン研修の活用を促進する。

②NPO 法人「人材開発機構」が実施する Web 講義「サポーターズ・カレッジ」を継続する。

（5）委員会の見直し

事業所運営に関する重要事項、利用者支援に関する重点課題等について、俯瞰的及び総合的に検討するため、「サビ管（サービス管理責任者）会議」を立ち上げる。

※総務委員会と統合することとする。

3、働きやすい職場環境整備

①育児・介護簡単ガイド【改訂版】を配布し、制度の周知を図る。

②ハラスメント禁止啓発チラシ【改訂版】を配布し、趣旨の浸透を図る。

4、整備事業

- ①新規利用者の受入れにより、ワークセンターの活動場所が手狭になることから、パーティションの変更工事を実施する。
- ②除雪対策として、ワークセンター後ろ側の敷地の一部を舗装化する。

5、事業継続計画（BPC）の策定

新型コロナウイルス感染症の拡大は、施設事業の維持に深刻な影響を及ぼすことから、コロナ対応の事業継続計画を早急に策定するとともに、昨今、各地で頻発している自然災害に対しても計画策定が必要なことから、被害が想定される災害に関する計画を年度内に完成させることとする。

6、情報漏洩防止対策

個人情報の漏洩は、利用者保護の観点から、経営に重大な被害をもたらすだけでなく、法律上も漏洩防止対策強化が求められていることから、以下のことに取り組むこととする。

- ①個人情報保護方針の明示
- ②USB等記録媒体の持ち出し制限など、情報取扱に関する規則の制定
- ③情報漏洩防止に係る職員教育の実施

7、加賀森林組合との連携（林福連携）

ワークセンターにおける新たな作業（授産）種目として、加賀森林組合から作業を受託し、「地域の森林保全のための取り組み」と「利用者の工賃向上」とのマッチングを図り、林業と福祉の連携の途を模索する契機とする。

※3月より、一部着手しています。

障害者支援施設

1、基本方針

(1) 全体的方針

- ①利用者一人ひとりの在るべき姿を想定し、利用者各々の能力に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、各人の意思及び人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ②利用者が置かれている環境を勘案した上で、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村を始め、他の障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と密接に連携しながら支援に当たるものとする。
- ③施設内で安全・安心な生活を保障するために、建物・設備面での限界、職員配置面での限界を明確に利用者及び保護者に提示し、必要に応じて介護事業所等へスムーズに移行できるよう、関係機関等並びに保護者との連携・連絡を密にする。

(2) 施設入所支援事業の方針

- ①でき得る限り居宅に近い生活環境の中で、各人の心身の状況に応じた日常生活上の支援を行う。
- ②入所支援においては、日常生活の質を保障することが人権保護につながることを常に念頭に置き、安全で快適な暮らしを提供できるよう、利用者の立場に立って創意工夫する。

(3) 日中活動の方針

- ①各人の意思が反映された個別支援計画が実効性あるものとなるよう、支援目標を常に意識しながら支援に当たるものとする。
- ②各事業における支援内容が単調かつ画一的なものにならないよう創意工夫するとともに、各人の能力や心身の状況に応じた支援になるよう配慮するものとする。
- ③日中活動を更に充実させるために、余暇的活動においては、地域のボランティア団体等に協力要請し、また機能訓練的活動においては、県リハビリテーションセンターへの協力要請、特定医療法人社団勝木会への講師派遣要請を行う。

2、重点目標

- ①日中活動において、A、B、C班それぞれの独自性を残しつつ、生活介護事業というくくりの中で、交流する機会・共同での活動を増やしていき、活動の幅が広がるよう努める。
- ②新型コロナウイルス感染症まん延の長期化により、外部の講師やボランティアを活用することが非常に困難になっていることから、日中活動が固定化・マンネリ化しないよう、職員が企画する活動（レクリエーション、お楽しみ会、軽運動等）に更なる工夫ができるよう努めていく。
- ③体育館の活用頻度を高めていく。
- ④より安全・快適・健康で楽しい活動を実現できるよう工夫していく。

3、施設入所支援の内容

各人の心身の状況及び能力に応じて、日常生活上必要な支援を行う。

- ①食事の提供、支援
- ②排泄の支援
- ③衣服の着脱等の支援
- ④入浴の支援
- ⑤衛生・健康管理
- ⑥余暇活動の支援

- ⑦小遣いの管理
- ⑧居室の整理整頓・清掃に関する支援
- ⑨その他日常生活上必要となる支援

4、生活介護事業の内容

各人の心身の状況及び能力に応じて、日常生活上の支援を行うとともに、利用者それぞれの希望や目標にかなった創作活動、生産活動等の生きがい活動を支援することに加え、身体機能の維持もしくは向上を目指した訓練を実施する。

- ①日常生活上の支援・介助…食事、排泄、入浴等
- ②健康管理
- ③創作活動支援…パズル、折り紙、貼り絵、紙ちぎり、絵画等
- ④軽作業支援…箱折、ネジ、糸取り等
- ⑤軽運動支援…リハビリ体操、ウォーキング、3B体操等
- ⑥機能（維持・回復）訓練…外部講師の指導の下、メニューを策定
- ⑦その他活動支援…ドライブ、ビデオ観賞等

5、委員会活動

利用者の生活の「質の向上」「充実」を目的として、次の委員会を設ける。

(1) 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会の役割を兼ねるものとする。）

- ①利用者の人権擁護に関する検討
- ②虐待防止に関する検討
- ③身体拘束適正化に関する検討
- ④虐待防止研修に関する検討

(2) 危機管理委員会

- ①経営管理、施設管理、利用者管理上のリスク回避に関する検討
- ②新型コロナウイルスを含む感染症対策

(3) 総務委員会

「サビ管会議」として位置づけ、サビ管に加えて、副施設長、看護師、事務職代表により再編成する。

(4) 行事企画委員会

- ①行事計画
- ②他団体主催行事調整
- ③コロナ禍により中止になった行事の代替案の検討

(5) 作業委員会

- ①作業内容の検討
- ②作業環境の検討
- ③作業開拓
- ④工賃体系の検討

(6) 生活委員会

- ①食事内容・形態及び支援方法について検討
- ②給食委託業者との連絡会議
- ③健康支援の検討
- ④定期健康診断の計画・調整
- ⑤その他、生活全般について業務統括委員会から指示のあった事項の検討

(7) 広報委員会

- ①うめの木だより編集
- ②行事等の取材、写真管理
- ③保護者会活動についての情報管理（情報収集・職員への周知）
- ④ホームページの管理・更新

(8) レクリエーション・ボランティア委員会

利用者の生活内容の充実、余暇活動の充実、地域との交流等を目的として、多種多様なボランティアを受け入れるとともに、そのことを通じて開かれた施設を目指す。

6、栄養指導

給食業務は外部業者委託となっているが、生活委員会が中心になり、業者との綿密な連携の下、栄養のバランスに配慮した楽しい食事及び身体状況に応じた支援を提供できるよう管理していくと共に、利用者一人ひとりの健康管理及び栄養管理に努める。

7、健康指導

看護職員の指導のもと、個々人の病歴や毎日の健康状態を的確に把握し、健康管理に努める。また、成人病や生活習慣病の予防、健康維持のための啓蒙を行う。

- ①毎日の健康チェック
- ②毎月の身体測定
- ③年2回の定期健康診断（施設入所支援を利用しない利用者は年1回）
- ④その他、歯科検診、成人病検診、がん検診等
- ⑤健康に関するビデオの鑑賞

8、地域との交流

地域の社会的資源の一つとして地域の福祉ニーズに積極的に対応し、また学園利用者の地域移行を支援できるよう、関係機関、地域町内会との情報交換等連携を密にするとともに、開かれた施設を具現化するための各種取り組みを進めることにより、障害者福祉に対する地域の理解を喚起していく。

- ①地元町内会との情報交換等連携を密にすることにより、福祉施設が地域社会の一員であることをアピールしていく。
- ②特別支援学校卒業後の進路の一つとして、希望者がスムーズに施設利用へ移行できるよう、特別支援学校との情報交換等連携を密にする。
- ③ボランティアの受け入れー幅広い層のボランティアを積極的に開拓する。

- ④地域行事への参加
- ⑤学園行事の開放
- ⑥パン販売一個人、施設、病院等の固定客の確保と地域のバザーへの参加
- ⑦体育館、多目的娯楽室等の地域への開放
- ⑧各種団体との懇談会の実施
- ⑨地元消防団等への防災協力依頼
- ⑩「福祉の店」での販売促進

9、行 事

単調になりがちな施設での生活に潤いを持たせるため、また、社会参加活動の一つとして、四季折々の行事、娯楽的行事、学習的行事を実施する。さらに、地域の催しや福祉協会の行事等に積極的に参加していく。

ただし、コロナ感染者状況に留意しながら、臨機応変に対応する。

10、職員処遇改善事業

※法人の計画に記載

ワークセンター

1、基本方針

- ①利用者一人ひとりの在るべき姿を想定し、利用者各々の能力に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、各人の意思及び人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ②利用者が置かれている環境を勘案した上で、地域や家庭との結びつきを大切にし、市町村を始め、他の障害福祉サービス事業者及び保健医療サービス事業者等と密接に連携しながら支援に当たるものとする。

2、重点目標

- ①利用者が、生きがいを感じながら仕事に従事できるよう、旅行や行事等の参加について、これまで同様に計画し、支援していく。前年度実績のあった取り組みを更に充実させる。
- ②利用者が、活力を持って作業の継続ができるよう、健康増進に繋がる活動を取り入れていく。
- ③単に工賃をもらうだけでなく、そのことに喜びを感じられるよう、お金の使い方や使い途について指導していく。その結果として、作業意欲を高められるよう導いていく。
- ④平均工賃3万円を維持できるよう、授産種目の開拓・検討をする。
ただし、コロナ禍においては、感染防止に重点を置き、目標工賃に過度にこだわることは避ける。
- ⑤パン工場の業務において、繁閑の差が激しいので、販路の取捨選択を検討する。

3、就労継続支援事業 B 型の内容

(1) 方針

- ①各人の意思が反映された個別支援計画が実効性あるものとなるよう、支援目標を常に意識しながら支援に当たるものとする。
- ②支援内容が単調かつ画一的なものにならないよう創意工夫するとともに、各人の能力や心身の状況に応じた支援になるよう配慮するものとする。
- ③工賃向上に向け、作業の開拓、作業の効率化等について常に意識して取り組むものとする。

(2) 内容

利用者の社会参加を支援するため、就労・生産活動の場を提供し、併せ日常生活面で必要となる支援を実施する。

- ①日常生活場面で必要となる支援・介助
- ②健康管理
- ③就労・生産活動の機会の提供
- ④一般就労を視野に入れた支援
- ⑤工賃の支払い
- ⑥社会参加の一環として行事等への参加支援（研修旅行、地域交流事業等）

4、委員会活動

利用者の生活の「質の向上」「充実」を目的として、次の委員会を設ける。

(1) 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会の役割を兼ねるものとする。）

- ①利用者の人権擁護に関する検討
- ②虐待防止に関する検討
- ③身体拘束適正化に関する検討
- ④虐待防止研修に関する検討

(2) 危機管理委員会

- ①経営管理、施設管理、利用者管理上のリスク回避に関する検討
- ②新型コロナウイルスを含む感染症対策

(3) 総務委員会

「サビ管会議」として位置づけ、サビ管に加えて、副施設長、看護師、事務職代表により再編成する。

(4) 行事企画委員会

- ①行事計画
- ②他団体主催行事調整
- ③コロナ禍により中止になった行事の代替案の検討

(5) 作業委員会

- ①作業内容の検討
- ②作業環境の検討
- ③作業開拓
- ④工賃体系の検討

◆常に、工賃向上計画を念頭に置いた検討を行う。

(6) 生活委員会

- ①食事内容・形態及び支援方法について検討
- ②給食委託業者との連絡会議
- ③健康支援の検討
- ④定期健康診断の計画・調整

(7) 広報委員会

- ①うめの木だより編集
- ②行事等の取材、写真管理
- ③保護者会活動についての情報管理（情報収集・職員への周知）
- ④ホームページの管理・更新

(8) レクリエーション・ボランティア委員会

利用者の生活内容の充実、余暇活動の充実、地域との交流等を目的として、多種多様なボランティアを受け入れるとともに、そのことを通じて開かれた施設を目指す。

5、健康指導

個々人の病歴や毎日の健康状態を的確に把握し、健康管理に努める。

また、成人病や生活習慣病の予防、健康維持のための啓蒙を行う。

- ①毎日の健康チェック
- ②毎月の身体測定
- ③年1回の定期健康診断（施設入所支援事業の利用者は年2回）
- ④その他、歯科検診、成人病検診、がん検診等

6、地域との交流

地域の社会的資源の一つとして地域の福祉ニーズに積極的に対応し、また学園利用者の地域移行を支援できるよう、関係機関、地域町内会との情報交換等連携を密にするとともに、開かれた施設を具現化するための各種取り組みを進めることにより、障害者福祉に対する地域の理解を喚起していく。

- ①地元町内会との情報交換等連携を密にすることにより、福祉施設が地域社会の一員であることをアピールしていく。
- ②特別支援学校卒業後の進路の一つとして、希望者がスムーズに施設利用へ移行できるよう、特別支援学校との情報交換等連携を密にする。
- ③ボランティアの受け入れー幅広い層のボランティアを積極的に開拓する。
- ④地域行事への参加
- ⑤学園行事の開放
- ⑥パン販売ー個人、施設、病院等の固定客の確保と地域のバザーへの参加
- ⑦各種団体との懇談会の実施
- ⑧地元消防団等への防災協力依頼
- ⑨「福祉の店」での販売促進

7、行 事

心身のリフレッシュ及び社会参加を目的として、四季折々の行事、娯楽的行事、学習的行事を提供する。

8、職員処遇改善事業

※法人の計画に記載

放課後等デイ
短期入所事業
共同生活援助事業

1、放課後等デイサービス

(1) 基本方針

児童福祉法及び関係法令の基本原則を旨とし、放課後等において活動の場を必要とする障害児童に対して、心身の発達及び生活力の向上を目指したサービスを提供する。

サービスの提供にあたっては、児童一人ひとりの個性、能力、健康状態、発達段階及び家庭環境を勘案し、加えて保護者の要望を考慮したサービス計画を策定し、それぞれの児童に適した支援を行うものとする。

また、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズに対応すべく、関係機関との連携を密にする。

特に、石川県立小松特別支援学校との協力関係を強化していく。

上記の基本方針を実行するに当たり、職員は以下の事項を基本姿勢とする。

- ①児童一人ひとりの取り組むべき課題や目標を明確に把握し、支援に当たる。
- ②児童一人ひとりの人格を尊重し、人権に配慮した支援を行う。
- ③多様化する障害やニーズに応えるべく、保護者の要望や苦情に真摯に対応する。

(2) 重点目標

- ①保護者の求める情報を随時提供できるよう配慮していく。
- ②長期休暇時のメニューの充実に努める。

(3) 営業時間

- | | |
|----------------|-------------|
| ①月～金曜日（通常期） | 13：00～17：00 |
| ②月～金曜日（夏・春休み等） | 10：00～17：00 |
| ③土曜日（年間） | 9：00～15：00 |

(4) 休業日

- ①日曜日、祝日
- ②夏期休暇（8／13～8／19）

※児童の家庭環境に配慮し、理事長の判断で短縮することがある。

- ③年末年始休暇（12／29～1／3）

(5) 指導・訓練の内容

児童にとって、デイサービスの場は楽しい場所でなければならない。日々の遊びの中に、児童一人ひとりの「目あて」「目標」を見つけ、遊びを通じて社会性の涵養、生活習慣の習得、体力の向上、情緒の安定等が図られるよう取り組んでいく。

①日常生活における基本動作の指導

各人の発達段階に応じて、日常生活における各場面での基本動作が習得できるよう支援する。

トイレの自立、食事の自立、衣服着脱の自立、衛生観念の習得等、個々に取り組んでいく。

②集団生活への適応訓練

社会的ルールの習得や協調性を高めるため、集団での活動を取り入れ、社会性を身につける基礎作りを行う。

その一環として、学校の長期休暇時、外出等集団の中で活動する機会を設ける。

③行 事

季節の移り変わりを感じ、また社会性を身につけるための一助として、行事を取り入れていく。

春・夏休み等の時期を利用し、バス等で外出し、自然散策、買物学習、外食等の機会を設ける。

④送迎サービス

通常期は、小松特別支援学校及び利用児童が就学している各学校まで迎えに行き、帰宅時、車両により自宅まで送る。

長期休み期間及び土曜日は、センターと自宅間を車両により送迎する。

(6) 日中ショートステイ

デイサービスの休業日等、臨時的に見守り支援を希望する利用者に対して日中ショートステイを実施する。

2、共同生活援助事業

(1) 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令の基本原理を旨とし、地域での社会生活を希望する障害者に対して、生活拠点となる共同住宅を提供し、日常生活において必要となる援助等を行う。

サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりの個性、能力、健康状態及び発達段階を勘案し、加えて利用者及び保護者の要望を考慮した個別支援計画を策定し、それぞれの利用者に適した支援を行うものとする。

また、地域の重要な社会資源として、地域の福祉ニーズに対応すべく、関係機関との連携を密にする。

※職員の基本姿勢については、障害児通所支援事業に同じ。

(2) 援助内容

自主的・自立的生活を基本原則としつつ、それぞれのホームが所在する地域において、住民の一人として生活が営めるよう、下記の支援を実施する。

- ①利用者からの相談への対応
- ②食事の提供
- ③健康管理の援助
- ④金銭管理の援助
- ⑤余暇活動の支援
- ⑥緊急時の対応
- ⑦職場、障害福祉サービス事業所との連絡・調整
- ⑧財産管理
- ⑨その他日常生活に必要な援助

3、短期入所事業

(1) 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係法令の基本原理を旨とし、居宅において介護を受けることが一時的に困難になった障害者に対して、生活の場を提供し、日常生活において必要となる援助等を行う。

サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりの個性、能力、健康状態及び発達段階を勘案し、加えて利用者及び保護者の要望を考慮した個別支援計画を策定し、それぞれの利用者に適した支援を行うものとする。

また、小松市が進める地域生活支援拠点等の体制整備への協力体制を整えていく。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、短期入所の受け入れを制限する。

※職員の基本姿勢については、障害児通所支援事業に同じ。

(2) 居 室

多目的棟2階に2室あるショートステイルームを活用するほか、併設する障害者支援施設の居室に空きがある場合には、入居者の了解を得た上で空室も活用し、増加傾向にある利用希望に対応する。

(3) 支援内容

施設内において快適な生活が送れるよう、下記の支援を提供する。

- ①利用者からの相談への対応
- ②食事の提供
- ③健康管理の援助
- ④日中活動及び宿泊時における支援
- ⑤緊急時の対応
- ⑥その他日常生活に必要な援助